

平成 19 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 トレンドマイクロ株式会社
代表者名 代表取締役社長 エバ・チェン
(コード番号 4 7 0 4 東証第一部)
問合せ先 代表取締役 COO 兼 CFO マヘンドラ・ネギ
(TEL . 0 3 - 5 3 3 4 - 4 8 9 9)

当社代表取締役と米国証券取引委員会との和解(Settlement)に関するお知らせ

当社は、2006 年 7 月 5 日付公表資料におきまして、米国証券取引委員会（以下、SEC）の調査に関して開示いたしておりますが、今回当社代表取締役社長のエバ・チェン（以下、エバ）と SEC は、エバおよびエバの配偶者であるダニエル・チャン氏〔SINA Corporation、（以下 SINA）の元共同会長〕による SINA 株式にかかる取引の嫌疑(米国 1934 年証券取引法第 10 条(b)項および同法に基づくルール 10b-5 違反の疑い)に関して、和解に至りましたのでお知らせいたします。

和解条件に従い、エバは当該嫌疑に対し肯定も否定せず、民事制裁金を支払うことおよび米国証券取引法に違反しないことに合意いたしました。

当社取締役会は、エバが引き続き当社のチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）および取締役として業務を行なうことを確認いたしました。

以上

和解（Settlement）について

SECによる処分手続きには、行政手続、民事手続、刑事手続の形態がありますが、これらの手続の前の段階で嫌疑をかけられた側とSECのあいだで合意する和解（Settlement）というプロセスが存在します。

和解の内容は、嫌疑をかけられた側は、違反行為については否定も肯定も行なわないが、SECの命令(制裁金が課せられたり、排除命令や差止命令が出される)については従うというものです。SECが取り扱う多くのケースで和解による決着方法がとられています。